

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 24 年 6 月 22 日

審査機関名 一般社団法人 日本能率協会

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	リネン工場における重油ボイラーから高効率都市ガスボイラーへの更新
排出削減事業者名	株式会社サニクリーン近畿
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	京都工場（京都府久世郡久御山町野村村東 9 番 5 号）
事業の概要	本事業は、A 重油焚ボイラーを高効率都市ガス焚ボイラーへ更新し、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2011 年度：88 tCO <sub>2</sub> /年 2012 年度：289 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 377 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2011 年 12 月 12 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

### 3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施場所を訪問して確認した。</p> <p>事業実施の場所：京都府久世郡久御山町野村村東9番5号 事業実施場所への訪問日付：2012年6月13日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目的として実施されたことを、排出削減事業者への聞き取り等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを排出削減事業者への聞き取り、根拠資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、49.0年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数の算出については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 排出削減事業者は、ISO14001を取得しており、CO<sub>2</sub>の削減は企業活動のテーマの一つとなっている。CO<sub>2</sub>削減にあたり、設備診断を外部に委託したところ、省エネルギー効果が期待される項目は、ボイラーの更新のみだと診断された。設備導入の検討を行ううえで、投資回収年が長期にわたることから、経営層は投資回収を短縮できる国内クレジット制度への参加と設備の更新はセットであるとの認識があった。よって本制度に参加することを前提として、設備の更新に踏み切った事を、聞き取り等により確認した。</p>

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者への聞き取り等により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>●方法論番号 001 ボイラーの更新</p> <p>適用条件 1 根拠資料（メーカーカタログ値の低発熱量換算の効率）の閲覧及び事業実施場所への訪問により、高効率の都市ガスボイラーに更新された事を確認した。</p> <p>適用条件 2 根拠資料の閲覧及び事業実施場所への訪問により、事業実施前のボイラー設備を継続して利用できる事を確認した。</p> <p>適用条件 3 根拠資料の閲覧及び事業実施場所への訪問により、事業実施後のボイラーで生産した蒸気は、自家消費のみに使用している事を確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ事業者への聞き取りと根拠資料の閲覧により確認した。ベースラインエネルギー使用量は、2010 年度の A 重油使用実績を都市ガス使用量に換算することにより、求められている。</p> <p>3) 方法論 001 において、ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>4) 本事業で使用するボイラーの補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たな</p>

	いことを、排出削減事業者への聞き取り及び事業実施場所への訪問により確認した。
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

特になし

以上